

フリーマーケット出展者

総合体育館アリーナ
対象
市内在住の個人またはグループ

出店料
3000円（1区画3m×3m）
2区画まで
申し込み
9月2日(月)から13日(金)までに

申込書に出店料を添えて自治振興課へ。(土・日曜日を除く) 申込順で15区画。(予定) 区画が全て埋まりしだい募集を終了します。なお、総合体育館アリーナではステージイベントも行います。ご了承ください。

ステージ出演者

総合体育館アリーナ(ステージ)参加資格
市内在住または勤務・通学の方、もしくはそれらの方を主体とするグループ(応募多数の場合は抽選)

出演時間 10分以内
※演出ごとに決められています。
申し込み 9月2日(月)から13日(金)(必着) までに出演申込書を自治振興課へ。(土・日曜日を除く)

第28回

コイ♡こいフェスティバルイン・おおたけ

出店者・出演者募集

11月10日(日) 9時▶15時30分
総合市民会館・消防署周辺

問い合わせ
コイ・こいフェスティバル・イン・おおたけ実行委員会事務局
(自治振興課内)
☎59-2180

バザー出店者

対象
市内に事務所を置く団体または商業者、商工会議所会員
出店料 7000円(テント1張分)
電源を使う場合は、コンセント1口につき1000円(1口あたり2カ所のコンセント差し込み口)

申し込み
9月10日(火)(必着) までに、出店申込書を産業振興課へ。(申込順) 申し込み状況は市ホームページに掲載。
※9月30日(月)に市役所で開催する出店者説明会に出席できない方は出店できません。出店料は説明会の際に集めます。

出店・出演 申し込み

ステージ・フリーマーケット(自治振興課内) ☎59-2180
バザー(産業振興課) ☎59-2131

※各申込書は、市ホームページからダウンロードできます。「[イベントを探す]」→「コイ・こいフェスティバルイン おおたけ」

令和6年度

市文化祭

作品募集

芸術の秋を飾る祭典

問い合わせ 生涯学習課 ☎535800

美術展

問い合わせ
フォトカフェ ☎281252

とき 10月31日(木)～11月3日(日・祝)
10時～17時(最終日は、15時まで)

ところ ギャラリーおおたけ
部門・作品規格 創作に限る。(手本からの模写は不可。市内展未発表のもの)
○日本画・洋画 8号以上50号以内で額装

○書 半切の3分の1以上で表装または額装(タテ・ヨコ明記)
○写真 A3以上全倍(組写真は四つ切り以上) までで、パネル張り

または額装(ガラス不可)

※作品の裏に作品貼り付け用紙を貼り、展示用ひもをつけること。

出品点数 同一部門1人1点

出品資格 市内在住または勤務・通学の方(高校生以上)、市文化協会会員

搬入日 10月30日(水)13時厳守

搬入場所 ギャラリーおおたけ

搬出日 11月3日(日・祝) 15時

※作品の保全是十分注意しますが、万が一損傷した場合については、責任を負いかねますのでご了承ください。

申し込み
10月1日(火)～20日(日)の17時までに総合市民会館、アゼリアおおたけ、玖波・栄の各公民館に備え付けの「美術展用」用紙で申し込んでください。

工芸展

問い合わせ
伊藤宅 ☎572549

とき 10月31日(木)～11月3日(日・祝)
10時～17時(最終日は、15時まで)

ところ 総合市民会館

作品種目 工芸・手芸の各分野で、個人が創造性を生かし、作り出したもの。例えば、陶芸、木彫、七宝焼、手描友禅、刺しゅう、和紙ちぎり絵、紙粘土工芸、人形、木竹紙工芸、染織、パッチワーク、ステンドグラス、金工、漆芸、クラフト手芸、手編み、シャドウボックス、その他の手工芸など。
※額装の場合、ガラスは極力避けてください。

出品点数 同一種目1人1点

出品資格 市内在住または勤務・通学の方(高校生以上)、市文化協会会員

搬入日 10月30日(水)13時

※出品者全員で会場設営と作品展示を行います。

搬入場所 総合市民会館

搬出日 11月3日(日・祝) 15時

※作品の保全是十分注意しますが、万が一損傷した場合については、責任を負いかねますのでご了承ください。

遊休品のリサイクル

自治会連合会女性部会では、コイ・こいフェスティバルで遊休品の即売会を行います。

収集は、地域の自治会女性部を通じて行いますので、ご協力をお願いします。

なお、収益金の一部は、社会福祉事業の活動に使用します。



昨年のコイ・こいフェスティバルのステージ、バザー、フリーマーケット。

申し込み

10月1日(火)～20日(日)17時までに、総合市民会館、アゼリアおおたけ、玖波・栄の各公民館に備え付けの「工芸展用」用紙で申し込んでください。

川柳大会

問い合わせ
弘兼宅 ☎527611

とき 11月17日(日) 10時

ところ 総合市民会館

兼題 「比べる」「丸い」「きっぱり」「送る」「角度」

(1兼題2句まで)
参加料 2000円

投句締め切り
11月17日(日)11時30分

※欠席投句はできません。
事前投句 出席を予定されている方は、はがきに作品2句を連記してください。

兼題 「期待」

申し込み 11月8日(金)までに弘兼秀子宅(〒739-0612 油見2-2-29)へ郵送してください。(当日消印有効)

児童手当の支給対象が拡充

令和6年10月から制度が変わります—



問い合わせ
福祉課 ☎59-2148

申請が必要な方

- ①「児童手当認定請求書」の提出が必要な方
 - 所得上限限度額超過により児童手当・特例給付を受給していない方
 - 中学生以下の児童はいないが、高校生年代の児童を養育している方
〔添付書類〕
 - ・請求者（児童を養育する方のうち所得の高い方）名義の通帳またはキャッシュカードの写し
 - ・別居監護申立書（高校生年代までの児童と住民票上の住所が異なる場合）
 - ・請求者の保険証（3歳未満の児童を養育し、かつ、私立学校教職員共済組合以外の共済組合に加入している場合）
- ②「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要な方
 - 大学生年代の子に対して経済的負担があり、その子と高校生年代までの児童を合わせて3人以上養育している方
 - ※大学生年代の子が進学のため別居している場合や就職している場合でも、親がその子の学費や家賃、食費などの一部を負担しているときは、多子加算のカウント対象となるため、申請が必要です。

※①の申請をするだけでなく、児童手当・特例給付を受給している方

申請が不要な方

- 児童手当・特例給付を受給している方のうち、申請が必要な方に該当しない方は、申請不要です。
- ①手当月額が増額する方
 - 特例給付を受給している方
 - 中学生以下の児童の児童手当を受給しており、算定児童として認定されている高校生年代の児童を養育している方
 - 児童手当を受給しており、現在も多子加算を受けている方
- ②手当月額が変わらない方
 - 児童手当を受給しており、中学生以下のみの児童を養育し、大学生年代の子を含めても3人に満たない方

- も、該当する場合は提出が必要です。（申し立て内容を確認する書類の提出を追加で求める場合があります）
- ③「額改定認定請求書」の提出が必要な方
 - 児童手当・特例給付を受給しており、算定児童として認定されていない高校生年代の児童を養育している方
〔添付書類〕
 - ・別居監護申立書（高校生年代の児童と住民票上の住所が異なる場合）
- ※申請書類は、市ホームページからダウンロードできます。

主な改正内容

	改正前 (令和6年9月分まで)	改正後 (令和6年10月分から)
支給対象児童	中学生以下の児童 ※受給者が監護・生計要件を満たすこと。	高校生年代までの児童 ※受給者が監護・生計要件を満たすこと。
所得制限	所得制限あり	所得制限なし
手当月額	・3歳未満 一律15,000円 ・3歳から小学校修了まで 第1子、第2子： 10,000円 第3子以降： 15,000円 ・中学生 一律10,000円 ・所得制限限度額以上、所得上限限度額未満 一律5,000円 (特例給付) ・所得上限限度額以上 支給なし	・3歳未満 第1子、第2子： 15,000円 第3子以降： 30,000円 ・3歳から高校生年代まで 第1子、第2子： 10,000円 第3子以降： 30,000円
多子加算 (第3子以降) のカウント 方法	高校生年代までの児童を、最年長者から第1子、第2子、第3子…と数える。	大学生年代までの児童を、最年長者から第1子、第2子、第3子…と数える。 ※進学・就職を問わず、受給者に学費や生活費などの経済的負担があること。
支給回数	年3回(2月・6月・10月) 各前月までの4カ月分を支給 ※最後の支給は令和6年10月	年6回(偶数月) 各前月までの2カ月分を支給 ※最初の支給は令和6年12月
支払 通知書	10月支給の際、認定・額改定・消滅の際に支払通知書を送付	定期支給の場合は通知なし ※転出などにより随時に支給する場合は、支払通知書を送付

「中学生以下」：0歳から15歳到達後の最初の3月31日まで
「高校生年代」：15歳到達後の最初の4月1日から18歳到達後の最初の3月31日まで
「大学生年代」：18歳到達後の最初の4月1日から22歳到達後の最初の3月31日まで

入学したい学校が選べる「学校選択制」

問い合わせ 総務学事課 ☎59-2185

教育委員会は、小学校と中学校の入学時に学校を選べる、学校選択制を実施しています。
学校選択ができるのは、大竹市に住所がある次の方です。
○令和7年度に小・中学校に入学する新1年生
○原則として、令和6年11月中旬までに転入の届け出をした方で、学校選択を希望する新1年生

手続きの流れ

- ①学校選択希望票の提出（提出時期は11月ごろ）
学校選択の申請をするためのガイドブックを、新小学1年生には郵送など、小学6年生には学校で配布します。また、教育委員会でも配布しています。内容を確認して、付属の申請書類を教育委員会に提出してください。
なお、ガイドブックは市内すべての学校の案内を掲載しています。
- ②集計結果の通知（12月上旬ごろ）
学校選択を希望した保護者に、学校選択希望票の集計結果を通知します。
- ③公開抽選の実施（12月中旬ごろ）
希望する保護者が多く定数を超えた学校は、公開抽選を行います。
※申込期間を過ぎた後、転居などをして学校選択を希望する場合は、希望校が定数まで達していなければ令和7年2月まで申し込みを受け付けますので相談してください。

学校選択の注意点

- 通学方法は、各学校の決まりに従ってください。なお、通学中の安全管理、交通費、通学手段の確保などは、保護者をお願いすることになります。
- 選択校・指定校のいずれも、原則入学後は卒業するまで学校の変更はできません。
- 希望しての入学ですので、学校活動やPTA活動などには、積極的に参加や協力をするようお願いいたします。
- 各学校が、独自に趣向を凝らしたホームページを公開しています。市ホームページ内の学校紹介からアクセスできます。



給食センターへ行こう

問い合わせ
総務学事課給食センター
☎57-7626



「ひろしま食育ウィーク」に市内小中学校の給食を調理している給食センターの見学や給食の試食などができます。この機会に給食センターへ行ってみませんか。

とき
10月15日(火)～21日(月)10時30分～12時30分(土・日曜日は除く)

ところ
給食センター

対象
市内在住の方

内容
○調理の見学
○学校給食についてのお話
○給食の試食

定員
1日につき16人(申込順)

参加料
290円(給食代)

申し込み
9月4日(水)～27日(金)(土・日曜日・祝日を除く)の9時から17時まで電話で給食センターへ。
※給食の献立内容は毎日異なります。主食は「ごはん」の他に「パン」「めん」の場合があります。詳細については、申し込みのときに問い合わせください。

申請期限
10月31日(木)(必着)までに福祉課へ。(郵送可)

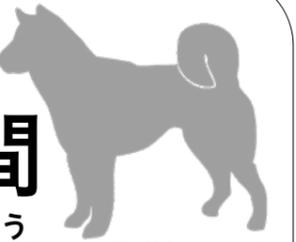
※申請期限を過ぎても、令和7年3月31日(月)(必着)までに申請があった場合は、令和6年10月分までさかのぼって児童手当を支給します。令和7年4月以降に申請をした場合は、申請した月の翌月分からの支給となり、申請が遅れた月分の児童手当は支給されません。

※大竹市外に住民票のある児童を養育している方など、9月中旬までに制度改正の案内が届いておらず、申請が必要な方に該当する方は、問い合わせてください。

※児童を養育する方のうち所得の高い方が次のいずれかに該当する場合は、大竹市ではなく、次の手続先で制度改正に関する手続きをする必要があります。

- 公務員の方…勤務先(所属庁)
- 大竹市外に住民票のある方…住民票のある市町村
- 令和6年9月30日までに大竹市外へ転出する方…転出先の市町村

※支給対象児童が施設に入所している場合や里親に委託されている場合は、施設の設置者や里親が手続きをする必要があります。



9月20日(金)▶26日(木) 動物愛護週間

ペットはマナーを守って飼いましょう



問い合わせ
環境整備課 ☎59-2154

一部の飼い主のマナーが十分でないため、周囲にさまざまな迷惑がかかり、多くの苦情や相談が寄せられています。人と動物が共に生きていける社会の実現には、飼い主のモラルとマナーが必要です。

⑩ ペットを飼う前に考えるポイント

- ① あなたの住居はペットが飼える環境で、転居があってもそれは変わりませんか？
 - ② ペットの種類や生態が、あなたのライフスタイルに合っていますか？
 - ③ 家族みんなが動物を飼うことに賛成していますか？
 - ④ 家族に動物アレルギーの人はいますか？
 - ⑤ 毎日欠かさずペットの世話に時間と手間をかけられますか？
 - ⑥ あなたの体力で世話ができるペットですか？
 - ⑦ 近隣に迷惑をかけないように配慮できますか？
 - ⑧ ペットの一生にかかる費用を考慮しましたか？
 - ⑨ あなたとペットの両方の生涯にわたる計画を立ててみましたか？
 - ⑩ 災害時や、万一、あなたが飼えなくなったときに、ペットの命を守る方法を考えていますか？
- 「ペットは飼わない」「今は飼えない」と判断することも動物への愛情です。

犬のトラブルを防ぐために

- ほえ声や他人の迷惑にならないように
- 訪問者などが見えない場所へ犬舎

犬の登録

環境整備課または市指定の獣医師のいる動物病院で行ってください(登録手数料3000円)。また、犬の死亡、飼い主の変更や所在地の変更など、登録事項に変更があった場合は環境整備課に届け出てください。

狂犬病予防注射

市指定の獣医師のいる動物病院で予防注射を受け、注射済票交付の申請手続きを行ってください(交付手数料550円)。

市指定の獣医師のいる動物病院以外で予防注射を受けた場合は、その病院が発行する「注射済証(注射証明書)」を持参し、環境整備課で手続きを行ってください。
※注射料金が別途必要です。

犬・猫の引き取りは 県動物愛護センターへ

問い合わせ
県動物愛護センター
☎0848-60-8511
県動物愛護センターでは、犬・猫の保護や引き取り業務を行っています。ただし、終生飼養の原則に反するなど引き取れない場合もありますので、同センターへ相談してください。

を移動させたり、無駄ぼえをさせないようにしつけましょう。

○ ふん尿の始末は必ず行う

散歩のときはスコップとビニール袋などを持ち、必ず飼い主がふんを持ち帰りましょう。犬舎の周りは常に清潔に保ち、周囲に悪臭を発生させないようにしましょう。

○ 屋外では必ずリードをつける

犬の放し飼いは、人に恐怖感を与えたり、交通事故につながるおそれもあります。昼夜を問わず必ずつないで飼いましょう。また、散歩させるときや公園などでも適切な長さの引き綱やリードで必ずつないでください。

猫のトラブルを防ぐために

○ 室内で飼う

猫は上下に動ける空間にトイレや爪とぎのできる場所を作ること、室内でもストレスをためることなく飼うことができます。けがや感染症などの危険から守るだけでなく、周囲とのトラブルを防ぐために、室内で飼いましょう。猫は決まった場所ですんをする習性があるため、自宅に専用のトイレを備えてください。トイレの数は猫の数プラス1が理想です。

○ 首輪や迷子札をつける

飼い猫だと分かるように所有(身元)表示をしましょう。首輪が外れたときのために、マイクロチップを

農業振興地域内からの 除外申し出

問い合わせ
産業振興課 ☎59-2130

昭和46年度に松ヶ原地区全域、栗谷地区および小方地区の一部が農業振興地域に指定されていますが、市は該当地区の特に重要な区域として、農用地区域を定めています。農用地区域は、農地転用が厳しく制限されており、転用する場合には、事前に農用地区域から除外する手続きを行う必要があります。除外の手続きをまとめて行うため、次のとおり相談・申し出を受け付けます。該当地区に農地を所有している方で農地転用などを考えている方は、相談してください。

受付期間

9月2日(月)～11月30日(土)

※直接提出する場合は11月29日(金)まで。(11月末日消印有効)

受付場所 産業振興課

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
第15回PayPay銀行賞							GⅢマンスリーBOATRACE杯争奪宮島プリンセスカップ							BTS尾道開設4周年記念第45回報知エキサイトカップ															

※念のためボートレース宮島のホームページなどで最新情報を確認してください。
●ボートレース宮島の収益金は、大竹市のまちづくりに役立てられています。

BOAT RACE 宮島 カレンダー

9月

宮島ボートレース企業団
☎0829-56-1122

ハルポート宮島(外向発売所)

啓発用看板を配布しています

問い合わせ
公衆衛生推進協議会
(リサイクルセンター内)
☎59-2112

ふんの持ち帰りや、のら猫へのエサやり禁止を啓発するための看板が必要な方は、各地区の公衆衛生推進委員または環境保健協力員を通じて、公衆衛生推進協議会に申し込んでください。



使った方法もあるので、かかりつけの動物病院に相談してください。

○ 不妊・去勢手術
不妊・去勢手術は、病気の予防やストレスの軽減、マーキング行為の減少にもなります。

のら犬・のら猫への無責任なエサやりはやめる

飼う意志がないのであれば、エサを与えてはいけません。
不妊・去勢手術や排せつ物の清掃などを行わずエサだけを与える行為は、周囲から迷惑がられる不幸なから犬・のら猫を増やすだけです。